

ふるさと企業経営承継円滑化事業

(事業改善型)

事業概要説明

目次

1. 助成事業対象者および事業内容	3
2. 助成対象経費	8
3. 助成率・助成対象期間	11
4. 応募方法	12
5. 募集スケジュール	15
6. 採択基準	16
7. 今後のスケジュール	17

1. 助成事業対象者および事業内容(1/2)

助成対象となる事業は、**事業承継に向けた**店舗や事務所、工場などの改装や設備導入などの取組みであり、**助成事業終了後3年以内に事業承継**することが条件です

助成事業対象者	助成対象となる事業内容
代表者が満60歳以上の県内中小企業者	ア 事業用建物の改装、設備の導入 イ その他、上記に附帯する取組み

※福井県事業承継ネットワーク参加機関と連携して事業計画(様式第1)を策定し、今後も事業を継続する意欲があるものに限る

※みなし大企業、フランチャイズ契約を締結して事業を行っているものは除く

助成事業対象者および事業内容(2/2)

過去3年間に下記の県産業労働部関係補助金等を受けた方は、**対象外**となります。

- ・ おもてなし産業魅力向上支援事業助成金
- ・ おもてなし商業エリア創出事業【ハード整備等】(個店改修支援分)補助金
- ・ ふくいの老舗逸品承継発展事業助成金
- ・ ふくいの老舗企業チャレンジ応援事業助成金
- ・ ふるさと企業経営承継円滑化事業(事業改善型)助成金
- ・ ふるさと企業経営承継円滑化事業(事業創継・再編統合型)助成金
- ・ ふくいの逸品創造ファンド助成金
- ・ 新分野展開スタートアップ支援事業助成金
- ・ 創業支援事業助成金
- ・ U・Iターン移住創業支援事業助成金
- ・ 繊維企業連携新素材開発等支援事業補助金
- ・ 将来のふくいを牽引する技術開発支援事業補助金
- ・ 産学官金連携技術革新推進事業補助金

中小企業者とは

中小企業基本法第2条に規定する会社、個人をいいます。
下記の資本金の額や従業員数のいずれかを満たしたものです。

業種分類	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、 運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

「みなし大企業」とは

- ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

事業承継とは

「事業承継」とは

会社の場合、交付申請時点の代表取締役が退任し、後継者が代表取締役に就任することなど

個人事業の場合、商号(屋号)や経営資源を承継(現代表は廃業届、後継者は開業届を提出)すること

を言います。

福井県事業承継ネットワーク参加機関とは

支援機関	商工会議所 商工会	など
金融機関	銀行(福井銀行、北陸銀行、北國銀行、福邦銀行) 信用金庫(福井、敦賀、小浜、越前) ※各金融機関の支店との連携可	など
士業団体	北陸税理士会福井県支部連絡協議会(税理士) 日本公認会計士協会北陸会福井県支部(公認会計士) 福井弁護士会(弁護士) 福井県司法書士会(司法書士) 福井県行政書士会(行政書士) 福井県中小企業診断士協会(中小企業診断士) 福井県社会保険労務士会(社会保険労務士) ※士業団体に所属する士業との連携可	

※交付要領別表1参照 7

2. 助成対象経費 (1/3)

事業実施のために必要となる経費であり、以下の①～③の条件をすべて満たすものを対象とします。

- ① 事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 交付決定日以降の契約・発注により発生かつ事業期間内に支払いが完了した経費
※交付決定日： 採択された後に発行される「交付決定通知書」の日付
- ③ 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費
※証拠書類： 見積書や発注書(契約書)、納品書、請求書、領収書など

助成対象経費 (2/3)

経費区分		内 容
事業用建物の 改装費	建物修繕費	事業用建物の改装に要する経費(デザイン料等の設計に要する経費を含む)
	構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付、修繕又は借用に要する経費
設備導入費	機械装置費	機械装置等の購入、製造、改良、据付、修繕又は借用に要する経費
建物改装 設備導入に 附帯する経費	工具・器具・備品	購入、据付又は借用に要する経費
	広報費	印刷物、広告媒体の活用等に要する経費
	その他	支援センターが助成事業に必要と認める経費

- ※ 事業用建物には、今後新たに事業を開始する予定のものも含まれます
- ※ 建物修繕(例)： 事業所の内外観の改装、店舗リニューアルに伴う改装など
- ※ 構築物とは、看板や広告塔、塀などをいいます
- ※ リース、レンタルの場合は、助成事業期間中に支払われた経費が対象となります

助成対象経費 (3/3)

[助成対象にならない経費]

- ・ 謝金、給排水工事(据付工事を除く)、運搬費、諸経費、不動産の購入費、保証金、敷金、保険料、公租公課(消費税及び地方消費税額を含む)
- ・ 飲食費、接待費、交際費、遊興、娯楽に要する費用
- ・ 直接売上や利益につながる費用(ただし、当該事業で作成するパンフレットやホームページ等による宣伝・広告の際に、当該商品の説明や価額、申込方法等を記載することはこの限りではない。)
- ・ フランチャイズ契約、代理店契約等における保証金、加盟金等
- ・ 他の国、県、市町の補助金の補助対象となっているもの
- ・ 不動産貸付業、駐車場業または自転車駐車場業にかかる経費
- ・ その他、公的資金の用途として社会通念上、不適切と判断する経費

3. 助成率・助成対象期間

助成率	助成限度額	助成対象期間
対象経費の 3分の2以内	300万円 以内	交付決定の日より 2021年1月31日まで

- ※ 採択の状況により、助成限度額が減額になる場合があります
- ※ 助成対象期間は最長2021年1月31日まで、それ以前でも可
- ※ 助成金の交付は、事業完了日の約1ヵ月～1ヵ月半後となります
助成事業期間中は自己資金や借入金等で必要な資金を調達する
必要があります

4. 応募方法

事業計画の作成から提出の流れ

- ① 福井県事業承継ネットワーク参加機関に相談
↓
- ② 様式に従って作成
(機関が作成する「意見書」等の関係書類をそろえる)
↓
- ③ 産業支援センターに提出

※応募様式は、産業支援センターホームページからダウンロードできます **ふるさと企業経営承継円滑化事業(事業改善型)**

(<https://www.fisc.jp/subsidy/syoukeikaizen/>)

添付書類(様式第1に記載してあります) (1/2)

- (1) 申請者の詳細(別紙1)
- (2) 事業実施計画書(別紙2、3)
- (3) 助成事業に係る支出内訳および資金調達(別紙4)
- (4) 事業承継計画(別紙5)
- (5) 【個人事業者】住民票(応募日以前3カ月以内に発行、マイナンバー不要)
- (6) 直近三期分の決算書資料(損益計算書、貸借対照表、勘定科目内訳明細書)
※個人事業主の場合は、直近三期分の確定申告書
- (7) 直近の確定申告書別表二(同族会社の判定に関する明細書) ※法人のみ
- (8) 県税に滞納がない旨の証明書(応募日以前1カ月以内に発行)
または県税の納税状況の確認について(別紙6)
- (9) 会社概要のわかるもの(パンフレット等)
- (10) 写真(店舗や事業所等の内外観、主な商品・サービス、改装箇所等)(別紙7)

添付書類(様式第1に記載してあります) (2/2)

(11) 事業承継診断票(別紙8)

(12) 【新型コロナウイルスの影響により、前年同月比10%以上の売り上げ減少が生じている場合】新型コロナウイルスの影響による売上減少に係る証明書(別紙9)および根拠書類

【新型コロナウイルスの影響によるサプライチェーンの毀損に対応するための設備投資等に取り組む場合】新型コロナウイルスの影響によるサプライチェーンの毀損への対応について(別紙10)および根拠書類

【事業継続計画(BCP)を策定している場合】

BCPの写し(計画期間内のものに限る)

【経営革新計画の承認を受けている場合】

県からの経営革新計画の承認通知の写し(計画期間内のものに限る)

(13) 意見書(様式第2)

※相談した福井県事業承継ネットワーク参加機関が作成

5. 募集スケジュール

(1) 募集期間

2020年5月27日(水)～**6月30日(火)**

[17:00まで 当日必着]

(2) 提出方法

事務局へ郵便又は宅配便

※やむをえない場合のみ持参でも可

(3) 提出先

(公財)ふくい産業支援センター 4階 販路・資金支援部

6. 採択基準

次に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択します

- ① 助成金の交付を受けようとする者（申請者）が有する技術や商品・サービスに**優位性**があること
- ② 事業に**成長性、継続性**が見込まれること
- ③ **地域経済への波及効果**が見込まれること
- ④ 加点項目（交付要領参照）

※審査委員会で計画書の内容を審査します。上記に掲げる条件のほか、計画内容が適切かつ十分な成果を期待し得る事業であるかなども考慮されます。

※**交付決定は8月中旬を予定しています。**

7. 今後のスケジュール

時期	項目
5/27(水)～6月30日(火)	募集期間
7月	審査会
8月中旬	採択・交付決定
交付決定後	事業開始 ※発注・契約が可能となります。

注意点

- ※採択の時期については、前後する可能性があります。
- ※交付決定日以降の発注・契約のみ助成対象となります。
- ※助成金の支払いは助成期間終了後の精算払いとなります。

「ふるさと企業経営承継円滑化事業助成金(事業改善型) の件で…」

お問い合わせ・ご相談は下記まで

お気軽にご連絡ください。

(公財) ふくい産業支援センター

販路・資金支援部 資金支援グループ



〒910-0296

坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16

(福井県産業情報センタービル内)

TEL:0776-67-7406 FAX:0776-67-7419

E-mail: shikin-g@fisc.jp URL: <https://www.fisc.jp>